

<建築物等定着型屋外広告物等>

建築物等に定着させて表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件

共通事項

意匠・照明について

1. 色彩については、マンセル値の彩度がRは6、その他の色相では8を超える色を表示面の50%未満まで使用することができます。その他の規制は、窓口で御相談ください。
2. 過度に強い光、フラッシュ式・ストロボ式・点滅式・可動式照明は設置できません。(緊急の用、警告及び交通規制のためのものはこの限りではありません。)
3. 写真又は絵画の使用はできるだけ避けてください。(建築物、景観等と調和する場合に限り認められる場合があります。)写真又は絵画の表示が認められる場合、表示面積は原則10㎡までとなります。

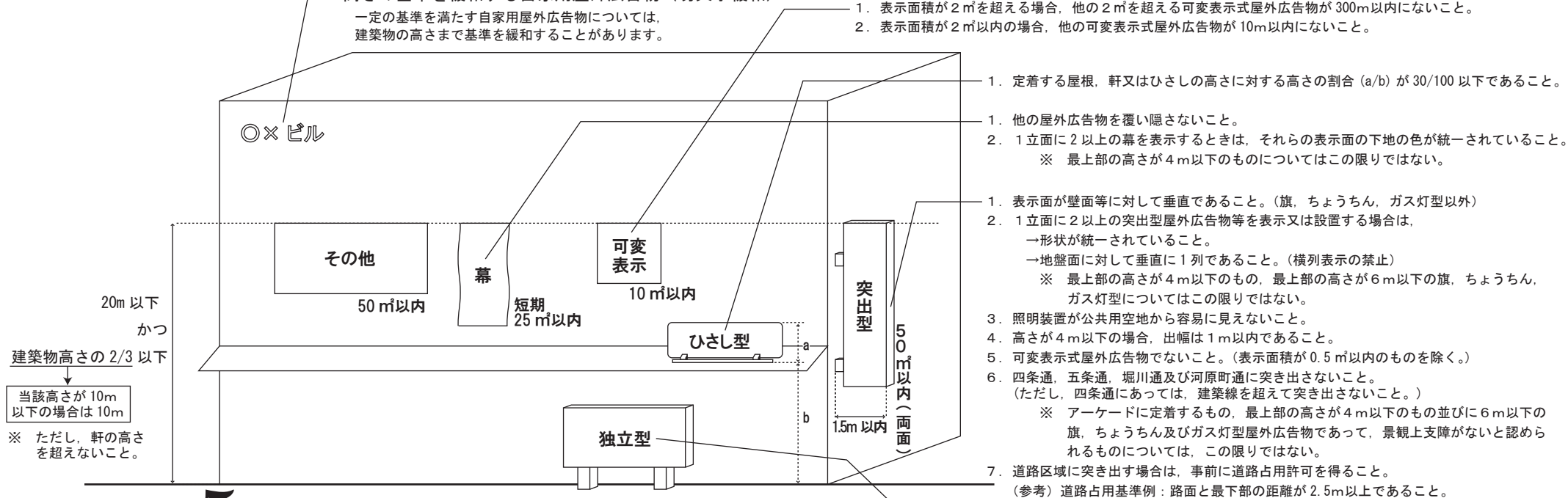
禁止事項

1. 屋上への表示・設置はできません。
2. 開口部と壁面にまたがってはいけません。(幕等を除きます。)
3. 開口部等を覆い隠してはいけません。(幕等を除きます。)
4. 壁面等からはみ出してはいけません。(突出型を除きます。)
5. 写真又は絵画を表示する場合は、最上部の高さが10m以下としてください。

1立面に表示する屋外広告物の...
表示率 30/100以下
(10m超は25/100以下)

高さの基準を緩和する自家用屋外広告物(切文字緩和)

一定の基準を満たす自家用屋外広告物については、建築物の高さまで基準を緩和することがあります。



1. 表示面積が2㎡を超える場合、他の2㎡を超える可変表示式屋外広告物が300m以内でないこと。
2. 表示面積が2㎡以内の場合、他の可変表示式屋外広告物が10m以内でないこと。
1. 定着する屋根、軒又はひさしの高さに対する高さの割合(a/b)が30/100以下であること。
1. 他の屋外広告物を覆い隠さないこと。
2. 1立面に2以上の幕を表示するときは、それらの表示面の下地の色が統一されていること。
※ 最上部の高さが4m以下のものについてはこの限りではない。
1. 表示面が壁面等に対して垂直であること。(旗、ちょうちん、ガス灯型以外)
2. 1立面に2以上の突出型屋外広告物等を表示又は設置する場合は、
→形状が統一されていること。
→地盤面に対して垂直に1列であること。(横列表示の禁止)
※ 最上部の高さが4m以下のもの、最上部の高さが6m以下の旗、ちょうちん、ガス灯型についてはこの限りではない。
3. 照明装置が公共用空地から容易に見えないこと。
4. 高さが4m以下の場合、出幅は1m以内であること。
5. 可変表示式屋外広告物でないこと。(表示面積が0.5㎡以内のものを除く。)
6. 四条通、五条通、堀川通及び河原町通に突き出さないこと。
(ただし、四条通にあっては、建築線を超えて突き出さないこと。)
※ アーケードに定着するもの、最上部の高さが4m以下のもの並びに6m以下の旗、ちょうちん及びガス灯型屋外広告物であって、景観上支障がないと認められるものについては、この限りではない。
7. 道路区域に突き出す場合は、事前に道路占用許可を得ること。
(参考) 道路占用基準例：路面と最下部の距離が2.5m以上であること。

沿道型第5種地域(特定第2)の基準概要

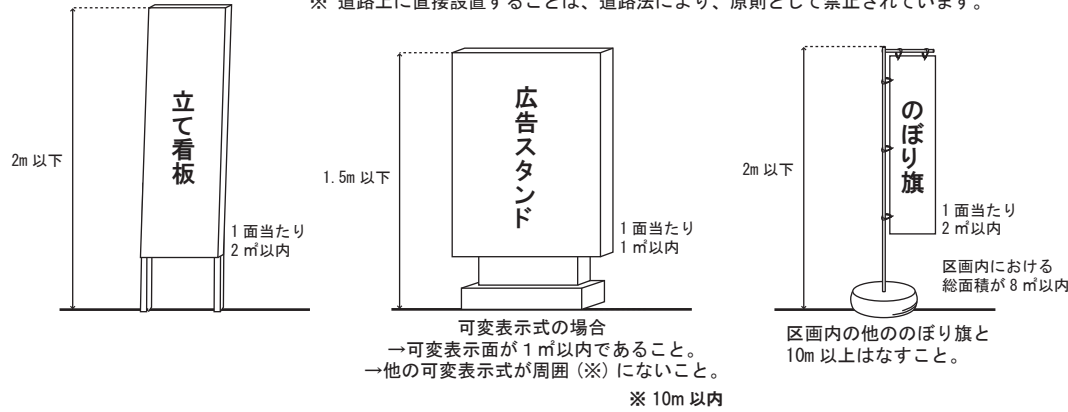
屋外広告物規制区域

1. 建築物等から0.5m以内のものについては、総面積・表示率に算入する。

沿道型第5種地域(特定第2)の基準概要

屋外広告物規制区域

※ 道路上に直接設置することは、道路法により、原則として禁止されています。



1区画に表示する独立型屋外広告物の...
総面積 20㎡以内

1. 色彩については、マンセル値の彩度がRは6、その他の色相では8を超える色を表示面の50%未満まで使用することができます。その他の規制は、窓口で御相談ください。
2. 過度に強い光、フラッシュ式・ストロボ式・点滅式・可動式照明は設置できません。(緊急の用、警告及び交通規制のためのものはこの限りではありません。)
3. 写真又は絵画の使用はできるだけ避けてください。(建築物、景観等と調和する場合に限り認められる場合があります。)
4. 道路の通行に支障が生じないようにしてください。
5. 四条通、五条通、堀川通及び河原町通に突き出してはいけません。(ただし、四条通にあっては、建築線を超えて突き出さないこと。)

共通事項

<独立型屋外広告物等>

建築物等定着型屋外広告物等以外の屋外広告物又は掲出物件

可変表示式の場合
→可変表示面が1.5㎡以内であること。
→他の可変表示式が周囲(※)にないこと。
→最上部の高さが6mを超えないこと。
※ 合計表示面積が2㎡超の場合 300m 以内
2㎡以下の場合 10m 以内

